

# 居宅介護支援重要事項説明書

## 1. 事業所の概要

事業所名 ふれあい家族ケアプランサービス  
所在地 北九州市小倉南区長行西三丁目17番2号  
管理者氏名 藤嶋 辰二  
電話番号 093-452-3005 FAX 093-452-3006  
事業者指定番号 4070501749  
サービス提供地域 北九州市小倉南区、小倉北区、八幡東区、八幡西区、門司区、戸畠区、若松区

### <事業所の職員体制>

主任介護支援専門員 常勤・兼務1名  
介護支援専門員 常勤・専従1名以上

### <サービス提供の時間帯>

営業日 月曜日～金曜日 営業時間 平日 9:00～18:00  
営業しない日 土・日曜日、1月1日～1月3日

## 2. 事業所の目的及び運営方針

利用者様及び御家族様が居宅で、安心して介護が受けられるように支援します。その為に、職員は年に数回研修を受けています。

また、自宅訪問して利用者様の状態を十分把握し、自立した日常生活が営めるよう支援するうえで利用者様の解決すべき課題を把握し、ふれあい家族ケアプランサービス作成の様式を用いて考察します。そのうえで利用者様にあったサービス事業者を選ぶ等中立的立場を維持します。適切なサービスが提供されるよう地域包括支援センター・サービス事業者・主治医等との連携に努めています。利用者様の知り得た情報については秘密を保持します。

## 3. サービスの内容

- ① 「居宅サービス計画書」及び「居宅サービス計画(利用表)」を作成し利用者様及び御家族様の同意を得て交付します。
- ② 最低月1回は訪問しモニタリングをしていきます。  
条件を満たした場合は、情報通信機器を活用したモニタリングを行います。
- ③ 「更新」または「変更」時、サービス担当者会議を開催します。
- ④ 要介護認定の申請(更新)代行をします。
- ⑤ 必要時施設入所への相談を受け、支援します。
- ⑥ 給付管理表の作成をします。
- ⑦ 「高齢者虐待防止法」の規定に従い、御利用者様の尊厳保持・人格尊重の達成に向けて虐待の防止に関する措置(虐待防止対策を検討する委員会の設置、虐待防止の為の指針作成、虐待防止に向けた研修の実施)を講じます。
- ⑧ 職場におけるハラスメント(セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメント)防止に向けた指針の作成、相談体制を構築し、ハラスメント対策を推進します。
- ⑨ 感染症や災害発生時も御利用者様に対する支援継続を図る為の業務継続計画に基づき、必要な研修及び訓練を順次行います。

## 4. サービス利用者の権利

利用者には次の権利があります。

- ① 在宅生活を継続する者は居宅サービス計画の作成を依頼する権利があります。
- ② 複数のサービス事業所の紹介を受け、選択すること。
- ③ 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりである。
- ④ 居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求める事が出来る。
- ⑤ サービスの種類及び回数を決めるに参加すること。
- ⑥ いつどのようなサービスの提供が始まるのか事前にしること。
- ⑦ サービスや居宅サービス計画の変更・中止を希望すること。
- ⑧ サービスやケアマネージャーへの不満などを明らかにすること。
- ⑨ 担当のケアマネージャーやサービス提供機関、担当者の名前、連絡先をすること。
- ⑩ 個人情報の秘密保持、サービス利用記録の公開

## 5. 事業所の権利

事業所には次の解約権利があります。

- ① 契約期間満了日の7日前までに利用者・家族から更新拒絶の申し出があり、かつ契約期間が満了したとき。
- ② 利用者が介護保険施設や医療施設等へ入所、または入院などをしたとき。
- ③ 利用者または家族や関係者による事業所への過剰な要求、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、暴力等の人権を侵害する行為が認められ、事業所から改めるよう求めた場合で、その改善がみられなかつたとき。
- ④ 利用者及び家族と事業所の信頼関係が損なわれ、健全かつ円滑なサービスの提供が困難となつたとき。

## 6. 利用者負担金

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業者に直接介護保健給付が行われない場合があります。その場合は、利用者は1ヶ月につき下記の利用負担金を支払、支援業者は指定居宅介護支援提供証明書を発行します。

指定居宅介護支援提供証明書を後日各区の窓口に提出しますと、保険給付分の払い戻しを受けられます。

### 居宅介護支援費(Ⅰ)

要介護1・2	1,086単位/月	(11,088円)
要介護3・4・5	1,411単位/月	(14,406円)
<b>加算</b>		
初回加算	300単位/月	(3,063円)
入院時情報連携加算(Ⅰ)	250単位/月	(2,552円)
入院時情報連携加算(Ⅱ)	200単位/月	(2,042円)
退院・退所加算(Ⅰ)	450・600単位/月	(4,594・6,126円)
退院・退所加算(Ⅱ)	600・750単位/月	(6,126・7,657円)
退院・退所加算(Ⅲ)	900単位/月	(9,189円)
通院時情報連携加算	50単位/月	(510円)
緊急時等居宅カンファレンス加算	200単位/月に2回限度	(204円)
ターミナルケアマネジメント加算	400単位/月	(4,084円)

## 7. 相談・苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、当事業所の担当介護支援専門員、または事業所の管理者へお電話ください。

- 1、ふれあい家族ケアプランサービス 452-3005 担当 藤嶋 辰二
- 2、小倉北区介護保険担当 582-3433 (直通)
- 3、小倉南区介護保険担当 951-4127 (直通)
- 4、八幡東区介護保険担当 671-6885 (直通)
- 5、八幡西区介護保険担当 642-1446 (直通)
- 6、戸畠区介護保険担当 871-4527 (直通)
- 7、若松区介護保険担当 761-4046 (直通)
- 8、門司区介護保険担当 331-1894 (直通)
- 9、福岡県国民健康保険団体連合会介護保険介護サービス相談係  
TEL 092-642-7859  
FAX 092-642-7857

## 8. 事故発生時の対応

- 1、指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2、指定居宅介護支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3、指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

## 9. 賠償責任保険

1、保険会社	富士火災海上保険
保険内容	ご利用者の賠償責任保険

居宅介護支援の開始にあたり、利用者に対して本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

令和 年 月 日

〈事業者）

所在地 北九州市小倉南区長行西三丁目17番2号

支援事業者名 ふれあい家族ケアプランサービス 代表者名 野村啓太 印  
(指定番号 4070501749 )  
担当介護支援専門員

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

(利用者)

住 所

氏 名

印

代筆者氏名

印

(利用代理人・選任した場合のみ)

住 所

氏 名

印

(家族の代表)

住 所

氏 名

印